

広報みなみふらの

お知らせ版

2007.5.15

6月2日に中型自動車・
中型免許が新設されます
北海道警察本部免許試験課
☎011-251-0110

改正道路交通法により、
自動車の種類として今まで

現行制度	区分	普通免許	大型免許	
	自動車の種類	普通自動車	大型自動車	大型自動車 (特に大きな車両)
	受験資格	18歳以上	20歳以上 経験2年以上	21歳以上 経験3年以上
	車両総重量	8トン未満	8トン以上11トン未満	11トン以上
	最大積載量	5トン未満	5トン以上6.5トン未満	6.5トン以上
	乗車定員	10人以下	11人以上29人以下	30人以上

↓ (平成19年6月2日施行)

新制度	区分	普通免許	中型免許	大型免許
	自動車の種類	普通自動車	中型自動車	大型自動車
	受験資格	18歳以上	20歳以上 経験2年以上	21歳以上 経験3年以上
	車両総重量	5トン未満	5トン以上11トン未満	11トン以上
	最大積載量	3トン未満	3トン以上6.5トン未満	6.5トン以上
	乗車定員	10人以下	11人以上29人以下	30人以上

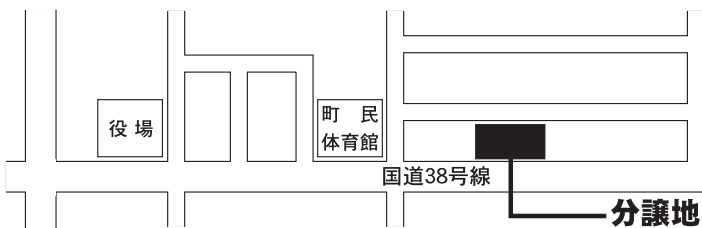
の普通自動車と大型自動車の区分の間に、中型自動車を新設し、これに対応する免許の種類として中型免許、中型一種免許、中型仮免許が新設されます。

今持っている免許はどうなるの？
普通免許を持っている方も、新しい免許制度になっても、運転できる車の大きさの範囲は同じです。運転免許証の変更などの手続きも必要ありません。普通二種免許の方も同様です。
普通免許を持っている方は、運転できる中型自動車は、現行の普通自動車に相当するものに限定されている中型免許(8トン限定中型免許)を受けているものとみなされます。つまり、中型免許を取り直さなくても、8トン未満の中型車であれば、今までどおり運転できます。
大型免許を持っている方も、新しい免許制度になっても、運転できる車の大きさの範囲は同じです。運転免許証の変更などの手続きも必要ありません。大型二種免許の方も同じです。ただし、21歳未満の方、免許経歴が3年に達しない方は、新制度における大型自動車を運転することはできません。

幾寅地区 商業用 町有地を分譲中

[分譲の概要]

分譲対象者	町内在住者および居住希望者で、商業用に供する店舗を建築する個人または法人。
購入条件	投機的取得および転売はできません。
建築年限	分譲地購入後3年以内に店舗を建築できる方。
契約保証金	契約締結時に代金の10%相当額をお支払いいただきます。
分譲代金の支払い	契約保証金を差し引いた額を契約締結の日から3ヵ月以内にお支払いいただきます。



[分譲地価格]

面積	m ² 当り単価	分譲価格
449.65 m ² (136坪)	8,400円	3,777,060円

問い合わせ先 企画課 企画振興係 ☎52 2115

運転免許証更新時講習

(財)富良野地方交通安全協会 ☎22 0110 (内線456)

優良講習(30分)	一般講習(1時間)	初回講習(2時間)	違反講習(2時間)	講習会場
6月5日(火)13時 6月15日(金)13時	6月5日(火)14時 6月25日(月)13時	6月15日(金)14時	6月11日(月)13時 6月25日(月)14時30分	富良野地域人材開発センター (富良野市西麻町1番1号)

講習を受ける前に、必ず警察署で免許更新手続きを行ってください。